

海上運送中の貨物火災事故の原因の多くは、故意又は過失にかかわらず、危険物として運送すべきものの申告を怠る“無申告”又は危険物の危険性を誤って申告する“誤申告”であると言われ、それらをなくすことは船の安全な航行に非常に重要です。

危険物の安全な海上輸送について、これまで、輸送品の識別、危険物の分類・判定基準、使用できる容器包装等をご案内してまいりました。本号ではシリーズ第5回として、危険物の運送手続き、輸送物への標札及び表示、輸送物のオーバーパック、コンテナへの標識と表示について日本海事検定協会のご協力のもとお伝えします。

1. 危険物の運送手続き

危険物の安全な運送を行うためには、運送される危険物がどのような危険性を有しているかを運送関係者に確実に伝達することが重要です。

従って、船舶で危険物を運送する場合には、輸送物及びコンテナには適切な“表示：Mark”、“標札：Label”及び“標識：Placard”を施し、かつ、危険物運送書類には危険物に関する情報を正確に記載しなければなりません。

なお、“表示”、“標札”及び“標識”は耐海水性が求められており、海水に3ヶ月浸された場合でも消えるおそれのないものでなければなりません。(危険物運送書類については第7回で解説します。)

シリーズ回	テーマ	バックナンバー
第1回	はじめに	No.219
第2回	危険物の識別①	No.220
第3回	危険物の識別②	No.222
第4回	危険物の容器包装	No.223
第5回	危険物の運送手続き①	本号
第6回	危険物の運送手続き②	
第7回	危険物の運送手続き③	
第8回	危険物の積載と隔離	
第9回	少量危険物	



第4回までの内容はこちらからご確認ください。

2. 輸送物への標札及び表示

輸送物には、原則として、収納されている危険物の危険性を示す“標札”及び正式品名、国連番号等の“表示”を外部から見やすい場所に施さなければなりません。なお、危険物海上運送規則が要求しない商業用ラベル等によって、それらの視認性が損なわれることがあってはなりません。

一例として、引火性を有する塗料を収納したドラム缶に施す“標札”及び“表示”を図.5-1に示します。“標札”は大きさ及び様式が、また、国連番号はその文字高さが規定されています。正式品名の表示については、文字の寸法及び色は規定されていませんが、一定の距離から容易に視認できるものでなければなりません。



部分	色彩
地	赤
文字	黒又は白
線	黒又は白
記号	黒又は白

図.5-1 輸送物への標札及び表示の一例

3. 輸送物のオーバーパック

輸送の利便性を目的とし、複数の輸送物をパレット上に集積したり一つの箱にまとめて収納したりすることによりユニット化されたものをオーバーパックと呼びます。オーバーパックされたことにより各輸送物に施された“標札”及び“表示”が外部から容易に視認できない場合は、当該オーバーパックの外表面に輸送物と同様の“標札”及び“表示”を施すことに加え、図.5-2 の“OVERPACK”と表示しなければなりません。

OVERPACK ← 12mm 以上

図.5-2 OVERPACK の表示

4. コンテナへの標識と表示

危険物を収納しているコンテナには、原則として、危険物に対応した“標識”（標札を拡大したもの）を四側面に付さなければなりません（図.5-3 参照）。また、一定の条件の下、“標識”に加えて“表示”を必要とする場合があります。“標識”及び“表示”は、その様式、寸法、文字の色等が定められています。



図.5-3 コンテナへの標識の一例

（本記事は一般社団法人・日本海事検定協会殿にご寄稿頂いたものです。）



本 Topics に関するお問い合わせ、ご意見、ご感想等ございましたら、弊社営業担当までお寄せください。編集にあたっては万全の注意を行っていますが、本 Topics 情報の正確性を保証するものではなく、これにより生じたいかなる損害に対して弊社は一切の責任を負わないものとします。



マリントップックス バックナンバー